

第 14 回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 27 日 (月) 午後 1 時 32 分～午後 2 時 00 分
- 2 場 所 湯河原町役場第 2 庁舎 3 階 第 1 から第 2 会議室
- 3 出席者 農業委員 会長 外 7 名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 3 名
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
高杉二三生 (事務局職員任免)

6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。お暑い中お集まりいただきありがとうございます。 定刻ちょっと過ぎてしまいましたが、第 14 回農業委員会の総会を開会したいと思います。 会長よろしくお願いいたします。
議長	皆さんこんにちは。 梅雨が明けまして急に暑くなって、梅雨の入り明け、例年とそう変わりないんですけど、明けた後に全国的に酷暑というところもあれば猛暑のところがあって、この間やっと夕方、我々地域にとっては恵みの雨だったかもしれないんですが、地域によってはすごい強い雨が降って、いろいろ被害も出たところがあったのかなと思うんですが、いずれにしても、非常な暑さですので、気をつけて仕事に励んでいただければと思います。 それでは早速、議事録署名委員の指名でございますが、1 番委員と 2 番委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは議案に移りたいと思います。(1)非農地証明願について、日程第 1、議案第 42 号を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局長	日程番号 1、議案番号 42、非農地証明願について説明させていただきます。 申請者は、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXX 様、 申請地は、 XXXXXXXXXX 、台帳地目が田、現況地目が宅地、面積は 94 m ² でございます。 申請の目的といたしましては、宅地として申請をいたしておりました申請地は、農地法第 5 条にて申請し、建築後、土地地目変更登記を行わず、現在に至っているものでございます。 ちなみに農地区分は第 3 種農地となっております。

	過去の経緯といたしましては、転用目的として、住宅敷地として5条の申請が出ております。許可年月日は昭和52年6月27日、許可番号は、記載のとおりでございます。 転用事実確認願については、既に発行済みでございます。 1枚おめくりください。1ページです。 表紙で非農地証明願になっております。 申請者は■■■■様でございます。 次のページです。 全部事項証明書で、真ん中、権利部（甲区）の右の方に、■■■■様が昭和52年5月13日に売買予約ということで■■■■様が申請されましたが、一番下に令和7年9月28日に相続ということで、■■■■様の名義となったものでございます。 次のページにつきましては評価証明書がついております。 そのまた次のページをお願いします。4ページです。 公図の写しとなっているものでございます。 その隣の5ページですが、位置図になっておりまして、場所につきましては、鍛冶屋会館から先、新幹線のガードを抜けた後、すぐに左に曲がったところの角の土地となっております。 次のページをお願いいたします。経過書でございます。 先ほど私が説明したとおりのものが書かれているものでございます。 その次のページに5条の申請を出したときの許可書済証の写しが提出されています。 次のページは確定測量図でございまして、9ページに写真が出ておりまして、ちょっと一見わかりづらいんですが、入口とされているところにアスファルト舗装がされておりまして、全体的には土が覆っておりますが、土地としてはかなり硬いところとなっております。 10ページ11ページにつきましては、転用事実を客観的に示す書類で、10ページの赤丸ついているところに。赤い屋根の家が建っておりますが、実際ここに家が建っていたということの証明となっております。 以上です。よろしくお願いします。
議長	はい、それではこの件について、現地調査をされた3番委員より報告をお願いします。
3番	はい。7月17日、9時に4番委員と第2区域推進委員と私とで行ってまいりました。 場所は鍛冶屋の鍛冶屋会館の近所で、バス通り沿いから見える場所ですが、行っていくと畑のような土地にはなっているんですが、中に入ってみると、アスファルトが、敷き詰まっていた感じはします。 なので、多分、地がとても硬いんじゃないかと思います。 今はもうアスファルトが半分ぐらいなくなっているんですけども、あそこの道をけっこう通るんですが、雑草として生えているっていう、畑として使えるような雑草を今まで見たことがないので多分すごい硬いと思います。 それでこの調査に行く前に、この（航空）写真をいただきまして、その時期には、30年前の平成8年の写真になってしまうんですけど

	も、家が建っていたということで、自分の記憶は定かではないんですけどもど、建っていたような、その土地に行ってみると建っていたんではないかと思われるような硬さではありました。 ですので、こちらは畑ではないということかな、はい。 以上です。
議長	はい。ご苦労様でした。 続いて、この件について4番委員は今日は休みか。 何か皆さんの方からご質問ご意見があればお願いしたいと思います。 よろしいですか 前に配られた、非農地証明を出すときの「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」というのは、こういう条件のときは、非農地に当たりますよというのがあって、いずれにもすべてに該当するので問題ないのかなとは思います。 ただ、現況は現況主義ですので、過去に家が建っていても、現在畑だったら畑なんですけれども、農地として利用できるような状態だったらば（畑に）なっちゃうんですが、3番委員が言われたように、非常に硬い、アスファルトが敷いてあったり、硬くてとても人力では耕作ができないような、多分、耕運機ぐらいでとても歯が立たないようなすごい硬い土地ですので、これはしょうがないのかなって思います。以前に転用されて手続きもされて、最後の登記がされなかったというので農地として残っているんですが、今回そういう意味で非農地証明願が出てきたということですが、現況においても、耕作するのは難しいのかなというふうに私も感じました。 皆さんは何かありますか。
1 番	こういうところっていうのはあると思うんですよ。 だからやっぱりこれ非農地でしょ。うん。もういいと思いますけど。 私はね、はい。
議長	はい。他にご質疑がある方でいらっしゃいますか。
事務局長	事務局からですが、会長がおっしゃったように、あくまでも現況主義で、畑っぽければ畑なのかなというふうな、ちょっと事務局の中でも心配がありまして、今回の案件に関しましては、一応事前に、神奈川県に、こういうような状況なんですが、非農地として認められるかどうかというのは確認はしておりまして、こちらはしょうがないんじゃないかというような回答も受けているものでございます。
議長	はい。ご苦労さまでした。 他によろしいでしょうか。 それでは採決に移りたいと思います。 日程第1、議案第42号、非農地証明願について、証明を出すことに賛成をする方は挙手をお願いします。
全員挙手	

議長	はいありがとうございます。 全員賛成ということで非農地証明を出すことに決定いたしました。 その他に移りたいと思います。(1)農地法第 30 条に基づく利用状況調査について事務局からお願いします。
事務局長	毎年、皆様に行っていただいております農地法第 30 条に基づく利用状況調査でございます。 実は今回、皆様にお配りしたものが不出来というか、もうちゃんとできたものではなかったというのが判明いたしまして、皆さんに今お渡ししておりますが、プラスアルファでちゃんとしたものをお渡しさせていただきますので、それに関しましては、ちょっとこんなところもあったなとか、思い出しながら見ていただければ助かると思います。 また中に、書類もそうなんですけど、今回、タブレットなんですけれど、今回 3 個を持ってきて、タブレットの使い方のものを入れさせていただきました。 3 個ありますので、皆さんにそれぞれ持っていってもらって、扱いながらじゃないと多分わからないことがあると思いますので、試しに、やっていただけたらなと思いますので、3 台使ってください。お願いします。 図面につきましては、今、業者にお願いするので、ちょっと時間がかかります。 皆さんのポストに、投函させていただきますのでよろしくお願いたしたいと思います。 以上です。
議長	はい。図面は差し替えがあるということですが、これ、いつまでにこれをやってくださいってことを言わないと、図面だけ後から来るけどもう実際にやっちゃうでしょ。
事務局長	皆さんに一番後ろにつけてあるんですが、レジュメの一番後ろに、例年 9 月ということになっているんですが、これも国の方からお達しがありまして、この暑い中そんなのは無理だろうというのをやっとなわかってもらいまして、あとは各市町村の農業委員会に任せるよということなんで、私の方で判断させてもらったんですが、10 月の終わりまでにさせていただきました。 10 月もかなり暑い日はあるんですが、そこまでにしておけば何とかなるのかなというふうな思いで、10 月 26 日の月曜日まで提出していただきたいという形にさせていただきましたので、よろしくお願いたしたいと思います。 以上です。
議長	図面は差し替えがあるということですが、それがくればいい、もうすぐ始めてもそれは構わないと、10 月 26 日までということですから、その期間内に暑さ等気をつけながらパトロールしていただきたいと思います。 確か、町の LINE かなんかでも、こういったので農地パトロールで農業委員が回りますのでというようなアナウンスをしていただいたよ

	うなんですよね。7月からね。 そんなことで町民にはそういうことでお知らせをしているということです。 調査について何かご質問なり意見なりはい。どうぞ、先に挙げられた3番委員、どうぞ
3 番	去年より少ないんですけど
事務局長	先ほど言いましたように、また、ちゃんとしたものをお渡ししますので、これ全部が間違いだと思っていただければ。今お話している図面が全て間違いだと思ってください。申し訳ないです。 実はこの5年（農業委員会事務を）やっているんですけど、初めて見させていただきまして、どのような形で皆さんにお渡ししているのか、わからなかったもので、申し訳ございません。
議長	ただ担当する区域は同じでしょ。同じだよな。
事務局長	去年の番号でやるということです。
議長	同じ場所ということで、とりあえず渡されたのを見るとね、その耕作中っていつて耕作している、問題ないってところのその地番だとか耕作者っていう、土地の所有者になるのかな。その名前が入っていないんですよ。 だからすごくね、さっぱりしているということです。 これ、網のかかっている緑、赤、黄色の人の名前とあれ（住所）が入っているだけで、営農中ってところの名前が何も入っていないんで、なんかね、すごく少ないように見えるんです。それが抜けているんです。
3 番	もう×だからこれ多分何もないんだったら
事務局長	それも今度、営農中が入るかもしれないんで。はい。
3 番	そうすると、1ヶ所みたいな、それはうれしい話だけれど
議長	去年と地域担当の分担は同じということですので
3 番	そうですね。それは、うれしい話です。ありがとうございます。
議長	はい。何か他にありますか。はい、どうぞ。
1 番	確かに10月26日（までに提出だと）私らが調査するときに当たって、だいたい楽でありがたいです。でも、これ見たらやっぱり調査するところの名前っていうのは何もないから、これね。さっき言われたように、会長も言われたんだけど、最新版はいつ頃できるんですかね。

事務局長	極力早めにやるようにするものですが、10 日くらいかかってしまうかもしれないんです。業者がきてまた事務局の方で1回チェックしてから皆さんにお渡ししたいので。
1 番	これでわかるところは調査していても構わないんですよ。
事務局長	やっちゃうと、もう1回行くような形になる可能性もあるんで、無駄になっちゃう可能性がありますよね。
3 番	自分たちはこれで、見ていればわかると思うんです、場所。
事務局長	最終的にお渡したものに、○だの△だのをつけていただければ。
1 番	その辺りを自分でわかるようにチェックしていてね。それで今度最新版が来たら、それちゃんと清書すればいいですか。
事務局長	最終的なものにチェックやものを書いていただければ。
1 番	ものが入ってればいいんですよ。
事務局長	やり方は皆さんにお任せします。
議長	はい。でも耕作中の名前だとかね、全体が入ってないからね。そこが面倒くさい。 ちょっと、ここで問題で、色がついた赤だとか黄色の人はいいんだけど、これじゃちょっとわかんないんだろうな。それは承知の上でやるとか。
1 番	じゃあ、待ちますか。
議長	待った方がいい。
事務局長	ちょっと（実施するのを）待ってください。
1 番	それじゃあ、夏休みにしよう。
事務局長	そうしてください。
議長	その方がいいね。 あとタブレットが3台あるということですが、何かとりあえず今日持って帰る人が。持って帰って練習とか試験的にやった方がいいだろうなということ。
事務局長	これでもってってください。充電に関しましては、皆さん大体お持ちの充電器でできますので、はい。
3 番	なんか少ない気がする。

1 番	もっと細くなるんだよね。内容的にはね。
事務局長	そうですね。
3 番	増えるってことありますか。
事務局長	増えるところは、それにプラスアルファどんどん名前が入ってきますので。
3 番	色はどうですか。
事務局長	色は変わらないです。緑の枠だけのものが表記されていないので。
議長	耕作中のところを確認の方が分量的には多いんだよ。
事務局長	ごめんなさい何回も言っているんですけど、今お渡ししているのはもう全然駄目なものと思ってください。
3 番	場所が違いますか。
事務局長	場所は同じです。去年と同じところを分けさせていただいております。
7 番	去年は隣接の門川で、調査対象に複数地区を指定されているときに、印はないけど隣接のマーカーで印がついているところの隣接する地図をつけてもらったんですね。 そうすることによって、客観的に自分のいるところが分かったっていうのもあるんですけど、今回その新しいものを入れるというのは、そういう配慮っていうのはされるんでしょうか。
事務局長	必要だったらコピーしますが、全体的に皆様のそれぞれのエリアの住宅地図をつけさせていただきました。 そういうのがわかるのかなと思ひまして。中に皆さんの住宅地図の5,000分の1の地図がありますので、それでも足りなければ言っていただければ、随時コピーさせていただきますので、個別対応をお願いします。
議長	住宅地図には、ここの本当に調査するところの区割りっていうかそれが入っていないから。
事務局長	そこまでやるとかなり時間がかかりかねない。
議長	大変だと思うよ。
事務局長	参考としてつけさせていただきます。お願いします
議長	だから自分が調査するところの隣、つまり早い話がギリギリのところだと、なんかちょっとしか（表示が）出ていなかったり、道がわからなくなっちゃったりして、だから隣（の区域の図面）を、（図面の）半分でもいいからって言ったことあんだけど、少しでもついてると、なんか道がわかりやすかったり、どういうふうな地形になってる

	のか分かり易くて、だから付けてくださいって言ったんですよ。隣も。
事務局長	全部皆さんつけた方がいいですか。
議長	それがいいと思うけどな。大体覚えてきてね。慣れてくるといらな いかもしれないけど、あった方がいいんじゃないかな。 どうですか。要らなさそうですか。やってみて、去年やってみて。要 らない。要る人だけもらいますか。
7 番	必要になったらっていいことでもいいかもしれないですね。 今回新しいものがでるといので、最新版が。それがどういうふうな 感じで
議長	でも同じ担当区域のだけだからね。同じようなちゃんと自分の区域、 去年と同じ、それだけよこすっていうんで。
7 番	今まで何回か農地パトロールした感想で言うと、ついている方が楽 だった。 その頃はタブレットとかっていうものはありませんでしたから、ま た話がちょっと条件的に違うと思うんですけど。(隣接の図面が)あ った方がいいと思います。
議長	タブレットを持って歩いてね。その代わりっていうかね、それで分か れば、いらないかもしれないんですけどね。隣接の図面はね、タブレ ットで現在地がわかるとかすれば、うまくいけば要らなくなるんで すけれどもね。
事務局長	では、必要でしたら言ってください。
議長	必要な人は、希望者は申し出るということを事務局に言ってもら うということでお願いをしたいと思います。 それでタブレットどうしましょう。今日持っていきたいという人い ますか。 試験的に、体験的にやってみて、期間中に返してもらって、期間もあ るので、あるいは実際に調査中、持って歩くか、練習だから使い方の 操作を覚えて、自分が特にわかんなかったところで1回歩いてみる といいかもしれないですね。 いいですか、なんかせっかくだから。
3 番	せっかくだからもらいます。
議長	終わったら返してもらって。
3 番	はい。でもこれあれですよ。電波はないところは。
事務局長	スターリンクで。
議長	スターリンクはわからない。

7 番	ハングルになっちゃうんだよね。
8 番	地域に書いてある土地の所有者の名前、それが文字化けしちゃってハングルになっている。
3 番	なっていますよね。
8 番	私のもなっています。
事務局長	わかりました。これ全体的に見直してもらいますんで。
議長	うん。そうだね。
事務局長	はい。それもあわせて今度新しいものにしてもらって。
議長	他によろしいでしょうか。
3 番	いいですかね。自分たちの畑すらないと思うんだけどいいですか。自分の畑もない。
議長	だから、耕作しているから情報が入っていないんだよ。今日配られた図面には。
3 番	ここにはあると思うんですよ。だから写真には、写っているから。
議長	名前が、字が入ってないんだよ、耕作中だから。
事務局長	特に何回も言うんですけど今回は、不良のものなので。
3 番	番号の話し、番号の話し。
事務局長	番号は、去年のとおりです。
議長	割り振りがか
7 番	なんかちょっと違うんだよな。
3 番	誰かのところに行っちゃっている。
事務局長	7 番委員のところだけは 1 つ増えたかもしれないです。
3 番	割り振りは。
事務局長	去年のとおりで出させていただいています。
3 番	ああそう。
事務局長	去年のデータがありましたので、去年のとおり出させていただいています。

議長	はい。いうことで。
3 番	じゃあ、勘違いだね。
議長	いずれにしても、新しくちゃんとした差し替えた図面がいくということですので、そこで確認してもらって、もしまた、何か本当に違っていたら、そこで事務局に言ってもらえばいいと思いますよ。
事務局長	用紙の関係につきましてはそれぞれありましたら事務局に言ってください。 熱海市との交流会の話になりますが、例年7月、8月ぐらいにやっていますが、今回、熱海市の幹事ですが、熱海市が、7月20日に新委員になったので、10月ごろでお願いしたいということがありましたので、お知らせいたします。事務局の方は以上になります。
議長	ちょっとついでにっていつてはなんだけど、熱海の関係で湯河原の農家が出作をしているところで、向こうの泉での農用地がだいぶまとまってあるんですけど、地域計画どうなったのかな、熱海市は何か作るんだとか言ってアンケートをするんだろう、今年度早々にね。そんなことを農家から聞いたんですよ。市役所がそんなこと言っていると、アンケート取るんだとかね。
事務局長	来ましたよ、僕、向こうに持っているのね。
議長	ああ、来たの。
8 番	みんな来ているみたいですね。
議長	その後は何か言ってきたの、そのアンケートをとって。
事務局長	いや、アンケートを取っただけで。
議長	素案みたいなのができたとかさ、いやあるいは集会が行われたとかさ。
事務局長	いや、多分集会とかも一切やっていないんじゃないですかね。ただ単にぱっときて記入してくださいみたいな、はい。
7 番	発行先が観光課のようですね。
議長	熱海はそうなのかな。そんなそうですか。とりあえず市はどんな状況があるのか、聞いてみるものは。
事務局長	ものが届いて、アンケート実施されたものですね。
議長	はい。もう計画になっているのかな。
事務局長	地域計画についてちょっと聞いていないですね。また何かあったら聞いておきますが。

議長	その地域計画が、国の補助事業の要件になっている事業があつて、熱海で農地を持っていて湯河原の農家だとか湯河原の農家とかはいらないんだけど、そういった事業をやりたいんだけど、地域計画ができてないから、あれはできる見込みでもいいらしいんですけども、やっぱりいずれにしても、できないといけないので、そっちへ進んでいないといけないので、心配してる人がいてね、何かこんなことやる予定ですよ、聞いていますよ、そんな話聞いたんですよって話をして、アンケートをとるらしい理由を、なんて言ってたんで、もう済んだのかなと思ったんですけど、そんな話でね、熱海との交流会で、農業委員とのね、話題で、こっちから向こうに出作の部分があつて、営農されてる方もいるんで、その辺の話も交流会での話の材料になるのかなとは思ふんですけどね。
事務局長	確かに地域計画がないと中間管理事業も機能しなくなってるはずなんで、市役所の市の意向が、意見が合うか知らないんですが。
議長	農用地だしね、あそこ。また動きがあつたら教えてください。 他によろしいですか。 それではこれを持ちまして、農業委員会の総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露木 洋一
	議事録署名人
	1 番 力石 誠造
	2 番 菅沼 一夫